別紙①　契約から埋立までの手順

資料２－４

１．安定型産業廃棄物排出事業者からの申し込み

事業者が持ち込む安定型産業廃棄物の種類、量、形状、搬入時期等を確認し、当該施設で埋立処分することができる廃棄物か否かを確認する。また、廃棄物が発生する過程を確認し、安定型産業廃棄物以外が混入する可能性がないことを確認する。

否 → 未契約

可 ↓

２．仮契約の締結

事業者から提供された廃棄物のサンプルについて確認を行い、申し込みのあった廃棄物と相違ないことを確認する。また、当該施設まで廃棄物を運搬する会社とその許可証を確認する。

否 → 未契約

可 ↓

３．契約締結

↓ 当該施設への廃棄物の搬入

４．トラックスケールにおける受入検査の実施

契約書写し、マニフェスト、荷台に積まれた廃棄物を目視で確認し、事前に提供された廃棄物のサンプルと一致していることを確認する。

不合格 → すべての廃棄物を持ち帰る

合格 ↓ 展開検査場へ

５．展開検査の準備

①展開検査場へ移動し展開検査場で荷台の廃棄物をダンピングする。
②ダンピング時には、必要に応じて散水を行う。
③ダンピングした廃棄物をバックホウで厚さが一律30cm程度になるよう敷き均す。

↓

６．展開検査の実施

展開された廃棄物に対して、目視により以下の事項を確認する。
①当該施設で埋立処分を許可された廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類以外が混入していないこと。
②廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類に不純物等が付着していないこと。
③廃プラスチックの最大径が15cm以下であること。
④石綿含有廃棄物は飛散防止対策として、フレコンパックなどの袋に梱包された状態で搬入される。そのため、袋の蓋部分を開けての表面の目視確認や、臭気の確認、重機で釣り上げた時の音、袋からの水分の漏れ出しの有無などから契約外の廃棄物が含まれないことを確認する。
※展開検査に合格した場合は、C2票を収集運搬事業者に返送する。

不合格 → すべての廃棄物を持ち帰る

合格 ↓ → 廃棄物搬入車両退場

７．埋　立　処　分

①バックホウにより、展開検査場の廃棄物を車両に積み込む。
②廃棄物を運搬し、埋立地へダンピングします。ダンピング時には、必要に応じて散水を行う。
③埋立地へダンピングされた廃棄物をバックホウのバケット等により敷き均し、その後、振動ローラー等で埋立廃棄物が沈下しないまで十分に転圧する。
④石綿含有廃棄物については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）　に従い、埋立処分を行う。

↓

８．マニュフェスト伝票の処理・管理

・埋立処分完了後、D票を中間処理事業者へ、E票を排出事業者へ返送する。
・マニュフェスト伝票は法令に従い5年間保管する。
・電子マニュフェストは、システムにより自動報告。
・紙マニフェストは、年に1回滋賀県へ報告する。
・紙マニュフェストの記載内容をデータ化し、電子マニフェストのデータと統合してデータベース管理する。